

柏原市ウェブサイト広告掲載要領

(趣旨)

第1条 この要綱は、柏原市がインターネット上に公開している柏原市ウェブサイト（以下、「市ウェブサイト」という。）に掲載する広告に関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告の範囲)

第2条 市ウェブサイトに掲載する広告は、市民生活の利便性の向上に寄与するものとし、その範囲は次の各号に該当しないものとする。

- (1) 法令又は条例若しくは規則に違反し、又は抵触するおそれのあるもの
- (2) 公序良俗に反し、又は反するおそれのあるもの
- (3) 政治、宗教に関する主張、勧誘、批判等を内容とするもの
- (4) 公職の候補者（当該候補者になろうとする者及び公職選挙法第3条に規定する公職にある者を含む。）を推薦し、支持し、又はこれに反対するもの
- (5) 他者を誹謗・中傷する内容を含むもの
- (6) 虚偽又は誇大な表現で市民の的確な判断を誤らせるおそれのあるもの
- (7) 市が推奨しているかのような、誤解をあたえるおそれのあるもの
- (8) 個人や団体の人格広告を目的としたもの
- (9) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条各号の適用をうける業種、及び類似する業種
- (10) 社員等の求人広告またはこれに類するもの
- (11) 消費者保護の観点からふさわしくないもの
- (12) 青少年保護及び健全育成の観点からふさわしくないもの
- (13) その事業を営むについて官公署の免許、認可等を必要とする場合に、その免許又は認可等を受けていないもの
- (14) 広告主（団体にあつては、代表者を含む。）の行う事業又は行為が社会的批判、若しくは指弾の対象となっているもの
- (15) 市に入札参加資格申請を提出しているもの（物品を除く）
- (16) 柏原市及び市ウェブサイトの公共性、中立性及び品位を損なうおそれのあるもの
- (17) その他市長が掲載することが適当でないとするもの。

2 前項の規定は、広告からのリンク先として広告主（第6条の規定により広告掲載の決定を受けたものをいう。以下同じ。）が指定したウェブサイト（以下、「広告主ウェブサイト」という。）の内容についても適用する。

(広告掲載業務の委託)

第3条 市長は、市ウェブサイトへの広告募集及び前条の規定に基づく審査について、広告

代理業を営むもの（以下「広告取扱業者」という。）に業務を委託するものとする。

（広告の募集方法）

第4条 広告の募集については、広告取扱業者が募集するほか、広報誌及び市ウェブサイトなどで行う。

（広告掲載の申込み）

第5条 市ウェブサイトへの広告掲載を希望する者は、広告取扱業者に申し込まなければならない。

2 広告取扱業者は、前項の申込みがあったときは第2条の規定及び柏原市広告掲載基準に照らし確認した上、当該広告の掲載について市長に協議し承認を受けなければならない。

（広告掲載の決定等）

第6条 市長は、本要領及び柏原市広告掲載基準に適合することを確認し、広告の掲載可否を決定する。

（広告の規格等）

第7条 広告の規格は次のとおりとする。

（1）大きさ 縦50ピクセル 横170ピクセル

（2）形式 GIF（アニメ可）、JPEG、PNG

（3）データサイズ 10キロバイト 以内

2 バナー広告は、「JIS X 8341-3 高齢者・障害者等配慮設計指針—情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス—第3部：ウェブコンテンツ」の規定に配慮しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、バナー広告中の画像を点滅させることは、部分的なものも含め認めない。

（広告の掲載場所等）

第8条 広告の掲載場所は、市ウェブサイトのトップページとし、当該トップページ内での掲載位置は、市長が指定する。

2 広告の掲載可能枠数は、10枠とする。ただし、市長の判断により増やす場合がある。

3 市長は、第1項の掲載場所に不足が生じた場合で、広告掲載場所を追加して設ける必要があると判断した場合は、新たに広告掲載場所を設置することができる。

（広告の掲載期間等）

第9条 広告の掲載期間は月単位とし、複数月にわたる掲載も可能とする。

2 広告は、掲載開始日の午前に掲載をはじめ、掲載終了日の午後をもって終了する。

3 各月の掲載開始日及び掲載終了日は、別に定める。

4 広告掲載期間中、市の都合により、市ウェブサイトが24時間以上連続して閉鎖した場合は、閉鎖した時間を24時間で除して得た日数（端数時間切捨て）に相当する期間、広告掲載期間を延長するものとする。

5 市長は、公職選挙法等に基づく公示（告示）期間中は広告掲載を中止することができる。

（広告取扱業者の責務）

第10条 広告取扱業者は、広告及び広告主ウェブサイトの内容その他広告掲載に関するすべての事項について一切の責任を負うものとする。

2 第三者から広告に関連して損害を被った旨の賠償請求がなされた場合は、広告取扱業者の責任及び負担において解決することとする。

（市への納付額）

第11条 広告取扱業者は、定められた期日までに契約金額に応じた額を納入しなければならない。

（広告掲載の取消）

第12条 市長は、次の規定に該当する場合、広告掲載期間中であっても、広告取扱業者への手続きを要することなく、広告掲載を取り消すことができる。

（1）広告主ウェブサイトが、事前の連絡なく、閉鎖されたとき。

（2）広告主ウェブサイトの内容が、広告掲載申請時から変更され、第2条の規定に反する状態に至っていると市長が判断したとき。

（3）その他、広告取扱業者または広告主に関する事情により、当該広告主の広告を掲載することが不相当であると市長が判断したとき。

2 前項の規定による広告掲載の取消により生じた広告取扱業者の損害については、市は一切責任を負わないものとする。

（その他）

第13条 この要領に定めるもののほか、広告掲載に関し必要な事項は市長と広告取扱業者が協議のうえ、定めるものとする。

（附則）

この要領は、平成27年4月1日から施行する。